

た放射線防護国際シンポジウムに参加した際、そこでも、上記の発表値を基にして、これまでの原発災害の評価では、放射性ヨー素など希ガス以外の放射能流出量が、ケタ違いに高く見積もられ、それだけ危険を過大評価していたのではないか、との問題提起があり、それに反対する見解も出なかったことから、上記の結論に達したという。

それだけではなく、岡本氏は、「原子炉事故に関する今後の議論、及び各地の原発裁判等は、このことを念頭においてなされるべきであろう」との、ごていねいな教示までつけ加えている。

幸い、控訴審の原告側証人として申請中の瀬尾 健氏（京大原子炉実験所）が、早速、反論の一文を朝日新聞に送られ、それが10月12日の夕刊、あるいは翌日の朝刊に掲載された。

瀬尾氏は原発事故の災害を評価する方法を批判的に検討してきた研究者である。氏は、TMI事故時に大気中に流出した放射能について、米国の電力会社やNRCが公表した数値に疑問を持ち、荻野晃也氏（京大原子核工学科、本訴訟補佐人のひとり）が米国から持ち帰ったデータなど、公表値の基になったデータを徹底的に検討し、公表値には多くの疑点が残されており、被曝を過小評価している恐れが大きいことを指摘してきていた。

瀬尾氏は、放射性ヨー素の流出量は17キュリーであったとのNRCの公表値は、二ケタ程度大きくなることは十分あり得るのだから、岡本氏の出発点が、そもそも、不確かなものであると批判している。

また岡本氏が、「国際シンポジウム」の権

威を借りてることについては、くだんの会議にはTMI事故に詳しい専門家は参加しておらず、あまり議論にならなかつたのも当然である、と釘をさしている。

さらに瀬尾氏は、推進派にとって起こるはずのなかつたTMI事故の教訓の学び方にふれ、「原発の安全性を根底から問い合わせるものとしてとらえなければ、眞の意味の原発の安全性など望むべくもない」と結論し、岡本氏をたしなめている。

両者の論文の一読をおすすめする。（Q）

3号炉抗議斗争

八西連絡協からの支援要請を1頁に掲載しておきましたが、労組関係の組織動員以外の参加者は、八西連絡協が受け入れ口になっていることです。会員、読者で行動に参加される方は、「支援する会から来た」と告げて下さい。地元では、何とか伊方らしい斗い方をしたいと相談しておられるようですが、集合場所・時間など詳細は、まだ決っていません。参加される方は、八西連絡協（広野さん）または久米までお問合せ下さい。

会計報告 ('82.10/7~10/27)

収入	
会 費	8 2,000
ニュース購読料	2 20,000
カンパ	2 4,000
計	27 6,000
支出	
ニュース印刷代	1 22,000
郵送料	1 5,910
振替手数料	700
コピー料金	4 5,000
計	18 8,610
差引	9 2,890
（借入金返済に充当）	
借入金合計	6 0,281

伊方訴訟ニュース

第111号

1982年11月10日

連絡先：530 大阪市北区西天満4-9-15 第1神明ビル
伊方原発訴訟を支援する会（藤田法律事務所内TEL 06-363-2112. 口座 大阪 48780）

2号炉第14回公判

原告らの奮斗に国側の裁判所もたじたじ

農繁期にもがかわらず、伊方、保内、八幡浜、それに三崎からも、原告や支援の住民がマイクロバスやマイカーで、松山地裁に。

定刻の10時すぎに開廷。被告の国側は、前日に、釈明の準備書面（11）を提出していたが、「口頭では一切答えない」と、かたくなに頑張るのは不利と見てとったのか、いつものような声なしの「陳述」と打って変って、1号炉裁判でもおなじみの川勝検事が立ち、説明口調で書面を朗読する。

前回に裁判長から釈明命令の出ていた「ラブチャーディスク」については、「密閉容器に設けられる金属製の薄い板であって、一種の安全装置である」と説明。また、乙号証を見よと書いておきながら原告側から、どこに書かれているのかと質問され、答えられなかった「空気系」については、「所内用」および「制御用」というのは、乙号証では、「作業用」および「計装用」となっていると説明。

しかし、前回に原告側が提出した40項目にわたる釈明要求事項の大部分については、「釈明の限りでない」とか「釈明の要なし」と、まともな対応は無く、説明も、全くの棒読みで終った。（以下5頁右に続く）

「控訴審証言記録21」は次頁から

伊方原発訴訟を支援する会様

1982年10月17日

伊方原発反対八西連絡協議会

伊方原発3号炉公開ヒアリング阻止のご要請

皆々様には毎度物心共に御支援頂き、御厚礼申し上げます。

さて私たち八西連絡協議会は標記の件について、今度、社会党、地評、原水禁、護憲連合、地区労、八西協の6団体が県民共斗会議を結成し、下記要領にて運動を展開致し度いと思います。

つきましては、遠路御苦労様ですが、是非当日、御声援頂ければ幸いと存じ、御案内申上げます。

記

日時 11月18日

場所 伊方町内（町見体育館）

行動計画 行動は前日から、徹夜の座り込み、抗議集会、デモ行進

行動規模 県内外より3000名規模以上

控訴審証言記録 21

海老沢 徹証人(原告側)の再主尋問(その2)(第21回公判 1982年5月28日)

予期しない事態の発生こそ運転員混乱の原因

柴田 ところで、今言ったような、状況判断できないということに関してですけれども、前回、被控訴人代理人のほうから、証人の言い方を聞いてると、運転員が気も動転してわからなくなってしまうような印象を受けると、そのような質問がございまして、それで答えもはっきりしなかったんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

海老沢 その点については、事故が起こって、色々な異常が発生していったために、制御室に詰めかけていた人達が、平常の心理状態であったかどうかというのは、もちろん疑わしいわけですけれども、一番問題なのは、やはり予期しない異常が次々と起きたために、色々な装置ですね、事故に際して備えられていた装置や、あるいは手順書等が役に立たなくなってしまった、で、結局、かえって制御室にいた人達に、何が何だかわからない、そういう状態にしてしまったということが一番大事なことだと思います。

柴田 ですから、心理的に動転したから、わけがわからなくなつたという、そんなことじゃなくて、予期しない事態が発生していると、それに対して対処できないと。それで何が何だかわからなくなつたと、それで混乱が生じていったと。そういうことなわけですか。

海老沢 そうですね。

柴田 それで、今のことに関連するわけで

すけれども、運転員が、状況判断に苦しんだと、あるいは、混乱したということの要因として、事故発生後の数分間に、100以上の警報、アラームが鳴った、ということがよく言われておりますけれども、この点に関して、被控訴人代理人のほうは、アラーム100ぐらいで驚くはずがないと。通常停止のような際でも、100ぐらい鳴るんだという趣旨の質問があったんですけども、その点についても、やはり証人が、お答えをさまたげられて、十分に答えられてないということがございますので、もう一度、お聞きしておきたいんですけども。

証人は、アラームの数というか、質の問題に關係した問題だ、ということを一言言われておるんですけどね、その点について、ちょっともう一度述べていただけますか。

海老沢 原子炉停止に伴って、アラームが一斉に鳴り出した状況というのに関しては、やはり、ケメニィ報告書に、その当時の状況が、運転員の証言として、述べられていると思います。

柴田 甲第464号証を見て下さい。

海老沢 これの107ページの下の欄の3行目ぐらいから、運転員が、当時の自分の対応を思い出して証言してるわけですけれども、運転員は、最初の原子炉停止には敏速に対応したわけですけれども、通常の異常と違います。次々と警報が鳴っていったわけです。そういう鳴り渡る警報が、原子炉の状況判断

に役立つ情報を提供してくれなかつたということで、非常に混乱したということが、証言で述べられていると思います。

柴田 証言の部分、簡単に、ちょっと読んでいただけますか。

海老沢 「警報盤を投げ出したいと思ったほどです。何も役に立つ情報を提供してくれないんですから」ということが書いてあります。

柴田 運転員が、当時の状況について、そのような証言をしているということですか。

柴田 はい、そうです。で、こういうことは、どういう原因で起こったのかということですけれども、この点に関しては、やはりケメニィ報告書の30ページから31ページにかけて書いてあると思います。30ページの下の欄の左から9行目のところに、⑧といふ部分がありますけれども、ここに、制御室は、事故発生時の制御を考慮せずに、不完全な設計だったということで、いくつかの点が具体的に、31ページにかけて書いてあります。で、結局は、制御室の警報とか、ランプというのは、設計通りに作動してゐるわけですけれども、それが事故の状況を知らせててくれるようになつていなかつたと、そういうことが問題であったと。

柴田 事故の状況を知らせるように設計されていなかつたと。従つて、たくさんのアラームが、無規則に、アナーキーに続くということについて、状況を把握できなかつたんだと。そういうことですか。

海老沢 はい。事故の状況がわかるようになつてなかつたと。

原子炉高温側配管の温度計も?を

柴田 最後に、反対尋問で出でていましあいいくつかの温度計の問題について、事実の確認だけをしておきたいと思います。

まず、加圧器逃し弁が開固着したときに、加圧器逃し弁の出口温度が、どの程度上昇すると考えられていたかということについて、述べていただきたいんですが。

海老沢 反対尋問のとき、500度Fぐらい上昇すると運転員は思っていたと述べましたけれども、そのことはケメニィ報告書やロゴビン報告書にも明確に書いています。例えばケメニィ報告書の、ケメニィ委員会の技術スタッフレポートがございますけれども。

柴田 後に提供する甲第556号証を見て下さい。

海老沢 これの24ページの下から5行目のところに、やはりそういうふうに書いてあります。

柴田 ちょっと読んでれますか。

海老沢 P ORV - 加圧器逃し弁 - 開固着の間、出口ラインの温度は、加圧器とか、R C S - 一次系 - の温度(553~646度F)と、ほぼ同じ温度を指示するもの信じて、出口ラインの温度指示203~283度Fを割引いて見ていた、という趣旨のことが書いてあります。

柴田 だから運転員は、出口側の温度から開固着の事態を想像しないということは無理がない、ということが書かれてるわけですね。

海老沢 はい。

柴田 次に、原子炉出口の高温側配管にある温度計についてお聞きしたいんですけど

も、この温度計についても、指示範囲を超えるとクエッショマークを打ち出してくるということを、証人は何かで見たと述べていますけども、その後、証拠がどこにあったのか確認できましたでしょうか。

海老沢 はい、エヌサック801の中に出でましたので、示したいと思います。

柴田 のちに提出する甲第558号証を示します。これは何ですか。

海老沢 これは、エヌサック801の抄訳です。その100ページの下の欄に、コンピューターのアウトプットがそのまま出てますけれども、赤で囲ってある部分ですね、右側に配管出口温度という説明がございますけれども、そこに全部クエッショマークが打ち出して来ていると。これは実際には、いくつかの、そういうコンピューターのアウトプットを見られたら、たくさん出でます。

柴田 この高温側配管の温度計の指示範囲についてのデータはございましたか。

海老沢 やはり、ロゴビン報告書に記載がございました。

柴田 後に提出する甲第555号証の1を見て下さい。

海老沢 このロゴビン報告書の472ページから477ページにかけて、温度データの操作限界と指示範囲の問題が述べられています。

柴田 指示範囲は、高温側では、何度もなるとなっているんでしょうか。

海老沢 指示範囲は476ページに、表Ⅱ-47というのがございまして、それを見ていただきたいと思います。赤い枠組がありまして、そこに、出口温度というのは、高温側

配管温度です。それから入口温度というのは、低温側配管温度。それから、平均温度なんかもありますけれども、その指示範囲が、右から四つ目の欄に示されていて、520度から大体620度、ほとんどのものが、そうなっています。

柴田 この指示範囲を超えると、温度計は役に立つか、役に立たないのか、という議論についてはどうでしょうか。

海老沢 その点に関しましては、472ページから474ページにかけて述べられてまして、それは翻訳されまして、訳文1というところに、その件が翻訳されています。結局、「運転員が利用できる指示値の範囲は、表Ⅱ-47に示される。指示値の限界を少しでも超えると情報は運転員に与えられなくなる」というふうに書いてあります。

柴田 指示範囲を超えると、例え温度計は壊れていなくても、運転員には、まったく役に立たないということになるわけですね。

海老沢 指示が与えられなくなるということです。

柴田 今述べていただいたのは、高温側配管の温度計の問題ですけれども、炉心温度計についても、今言ったような指示範囲を超えると役に立たないということは、同じく言えるわけですか。

海老沢 はい、示さないということは言えるわけです。

柴田 今述べられました炉心温度計についても、指示範囲を超えると役に立たないんだ、ということについての何か証拠がございますか。

海老沢 それは反対尋問の際に示されました。

たものにも書いてあったと思います。

柴田 乙第187号証の1を示します。

海老沢 訳文の1枚目、下から4行目ほどのところから、結局、指示範囲を超えるとクエッショマークを打ち出して来るわけですけれども、「しかし運転員は、この疑問符が指示の振り切れを意味するのか、それとも何らかの故障のために温度指示が正しく読み込まれていないのを知らなかった」ということが記載されています。

柴田 いうことがはっきり書かれているわけですね。

海老沢 はい。

柴田 以上です。

以下反対尋問

NRCに罰金を支払った?

川勝検事 さきほどの証言の中で、証人は、NRCのメトロポリタンエジソン社に対する罰金通告について、メトロポリタンエジソン社が異議を言って罰金を払っていないと、こういう趣旨の証言をされましたね。

海老沢 異議を申し立てたという証言をいたしました。

川勝 確認しますが、1980年2月14日に、メトロポリタンエジソン社は、公聴会を受けるという権利を放棄して罰金を払っているんですが、その事実は御存じありませんか。

海老沢 知りません。しかし、全額は支払ってないんじゃないかと思いますけれども。

(海老沢証人の証言終了)

(1頁から続く)

すぐ原告側から西園寺さんが立ち、次のように発言。「この書類は、いま受取ったばかりなので、あくまで例えだという事だが、口頭で一、二の点を聞きたい。私たちは、1号炉のデータを2号炉の審査に、どれだけ用いたかを聞いたのだが、「本件安全審査と関係のない事項で釈明の限りでない」というのはどういうことか。前々回には「1号炉と、ほとんど同じだから、2号炉特有の問題だけを審理してほしい」と言ったのは、あなた方ではなかったかのか。

また、基本設計という言葉がよく分らないから、図面の中で具体的に色分けしてほしいと求めたのに、「すでに十分に説明してあるので釈明の要をみない」とは、答える誠意がないとしか思えない」と。

この発言をきっかけに、以下のよう応酬が展開された。

川勝 2号炉の申請書に基いて審査したから1号炉と関係ない、と言っているのだ。

裁判長 釈明を命ずるかどうか、原告側から総論的な主張が出ていないので、判断できない。

原告 たとえば、格納容器の型が全く違うことや、技術能力の評価の際、1号炉の運転要員に30名を追加するだけでいい正在のことなど、何の説明もないのではないか。

原告 2号炉の安全審査報告書の「審査方針」には、「1号炉との平常被曝時の重疊効果、1号炉との設計上の相違点などに重点を置いて審査した」と、はっきり書かれているのに、どうして関係ないと言えるのか。

裁判長 添付書類が出てるのだから、1

号炉の書類と比較したら分るのでないか。

原告 ここは2号炉の裁判で、1号炉のデータと比較せよと我々に求めるのはどういうことか納得できない。

裁判長 これ以上に証明の要あるかどうかは、原告の総論的主張が出ないことには。

原告 分らないままにやれということか。それでは、1号炉のデータを引用した部分は分らずじまい、結局、どう審査したかも分らないということになる。

川勝 誤解がある。被曝の重量については審査報告書に数字が出ていて。それを今ごろ質問するのはおかしい。1号炉のデータを、どのように取扱ったかを証明する必要はない。

原告 審査内容のおおよそのことは分るが、国側から、1号炉との関連を一覧表にでもして、はっきり説明してほしいと言っている。

裁判長 審査に使った資料は申請書ではっきりしているのではないか。

原告 たとえば、地盤のデータは、大部分1号炉のデータのはずだ。前々回に「1号炉とほとんど同じだ」と、2号炉軽視の姿勢を示したので問うているのだ。それなのに今回は「2号炉は別」と我々をバカにしている。

裁判長 (国側に) 審査に使用したすべての資料は提出されているのか。

川勝 主張に必要な範囲で出している。

裁判長 全資料の目次ぐらいできるだろう。さし当って、使った資料の明細を一覧表で出してほしい。

川勝 それはすぐ出来る。

裁判長 1号炉資料との比較は、1号炉の代理人と相談してやってほしい。

原告 1号炉の原告でない者もいるし、そ

んなことを弁護士さんに頼めない。

原告 さっきの「空気系」のように、言葉が全く違うという例は、他にもあるのか。

川勝 あれぐらいのことは、よく読めば分るはずだ。

原告 前回、国側の岸本代理人も答えられなかったのを知っているか。今の発言は、言葉はきれいだが、原告をバカにした暴言だ。裁判長も注意してほしい。我々をカッカッさせようとしているが、その手には乗らない。

裁判長 こんごは、別名があればカッコに入るように。また、用語はなるべく統一してほしい。

原告 「証明の要なし」という各項目についても答えてほしい。国側のどの書面にも書かれていないから問うているのだ。

裁判長 これ以上の証明が必要かどうかは原告の主張が出てからにしたい。

原告 たとえば、仮想事故の際、格納容器の破壊を考えたのかどうか。こんなことは事務的に、イエスかノーかで答えられるはずだ。

裁判長 何か答えられるか。

川勝 仮想事故は原子炉の離隔の合理性を判断するためのものであるから、原告が問うているようなことは審査していない。

裁判長 今の発言、調書に取りますか。

原告 そうしてほしい。

続いて原告の近藤さんが立ち、この日に提出した証明要求の準備書面を朗読する。安全審査報告書の疑問点を問い合わせ正すもので、「審査方針一に、審査にあたっては、本原子炉の通常運転時は勿論、地震、機器の故障、その他の異常時においても、とあるが、ここでい

う、その他の異常時、とは如何なるものか具体的に説明せよ」という項目を始め、43項目に及んでいる。

近藤さんの朗読が終ったあと、以下のような応酬が続いた。

裁判長 証明事項は、まだあるのか。

原告 まだある。

川勝 証明が始って1年たつが、とくに最近では、細かい事項で、関係の無いことが多くなってきており、みのりが少い。原告が主張を提出するよう促してほしい。

裁判長 そろそろ、主張をまとめてほしいのだが。

原告 言いにくいことだが、国は主張をまとめるのに何年かかったのか。気は焦っているが、よく聞かないと書けないのだ。

裁判長 証明の必要があるかどうか分らなければ、いつも、証明せよ、しないで争うのに時間がかかる。

原告 国側は、自分らで引きのばし、まじめに証明もせず、早くやれとは何を言うか。

原告 自分たちで、できるだけ分るようにやっていこうとしている。しかし、国の文書を皆で読めば読むほど分らなくなってくる。

裁判長 1号炉の裁判を通じて、学者の意見の対立点も、かなりはっきりしているのだから。

原告 どこの学者が、はっきり言っているというのか。

裁判長 科学者でなく法学者のことと言っているのだ。

原告 法学者のことなど何も知らない。今日の証明要求に、いつ国側は答えるのか。

川勝 証明をする必要があるかどうかも含

めて検討する。次回には、裁判の進行に関して意見書を出すことも考えたい。

原告 裁判長は、総論的主張を、と言うが我々は、小さいことを積み上げて主張を展開していく、というやり方でしかやれないことを考えてほしい。

裁判長 次回まで少し時間をあけた方がいいと思うので、12月の予定を変更したい。次回は2月4日に開くので、証明事項は、その間でも、どんどん出してほしい。いそがしいと思うが、原告側でも、裁判の進行について相談しておいてほしい。

公判後の原告団会議では、国側のペースにまきこまれないように、あくまで分り易い裁判を目指すことが確認された。そして、主張をまとめていきながら、証明も続けることを申し合わせて散会した。

岡本・瀬尾論争

前オーストラリア・ニューサウスウェールズ大学教授の岡本和人氏は、朝日新聞(9月7日夕刊または9月8日朝刊の学芸欄)に、「TMI(事故)こそ、推進派さえも予想しなかった程の原発の安全性を示したもの」との一文を寄せた。これに対し、会員や各地で運動を進めている人たちの中からも、「よく分らない所もあるが、あんまりな結論ではないか」との意見が出されていた。

岡本氏は、TMI事故の際に大気中に流出した放射性ヨウ素の量が、予想よりケタ違いに少なかった、との米国NRCの発表を出発点にしている。そして、6月に英国で開かれ